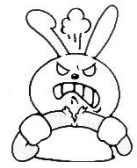


マイナンバー制度反対連絡会ニュース

No. 3



連絡先・全労連 TEL03-5842-5611 fax03-5842-5620

2023年4月3日発行

マイナンバーカード強制をやめて！保険証廃止法案は撤回を！

3・23 3省庁要請、国会内集会を開催

195, 612人、111団体の署名を提出

マイナンバー制度反対連絡会は、全国保険団体連合会とともに3月23日、衆議院議員会館で「マイナンバーカードの強制をやめて 保険証廃止法案は撤回を！」を求め、3省庁(デジタル庁、総務省、厚生労働省)要請、国会内集会、国会議員要請行動を行いました。集会会場は満席で関心の高さがあらわれていました。全体ではWeb参加者を含め700人が参加しました。国会議員は立憲民主党7人、日本共産党4人の合計11人(秘書出席は国民民主党を含め12人)が参加しました。立憲民主党の馬淵澄夫衆議院議員は「そもそも番号法17条1項では任意取得原則のはずだが、政府は法令違反を犯してでも、中央集権化を進め、個人データを取得しようとしている。国民の生活と安心・安全を守るために国会議員が丸となって反対し、全国民ともにたたかきましょう」と報告しました。

国会請願署名「健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対します」5万3060人分を提出しました。

●基調報告 「保険証の廃止は重大な憲法違反 国民皆保険制度の破壊」



はじめに、保団連の住江憲勇会長から基調報告が行われ、政府のオンライン資格確認の義務化は憲法にも抵触し、法令手続き上の瑕疵をはらんでいること、現場では混乱が生じ、地域を熟知した医師・歯科医師の閉院を後押しし、患者・住民、地域社会にとって大きな損失となっている等の問題を指摘しました。また、保険証廃止問題について、「1年間の資格確認証は、有資格者である被保険者がわざわざ資格確認書を申請しなければならないこと、最初から保険証発行すればいいだけのこと」や、「保険証廃止は国民・患者側から見れば憲法13条、19条、25条、97条違反であること、医療機関側から見れば憲法22条、29条

違反であり法案は撤回すべきである」と強調しました。

「マイナンバーカードは任意、保険証廃止の撤回を求める、アナログ規制撤廃一括法案について」3省庁要請

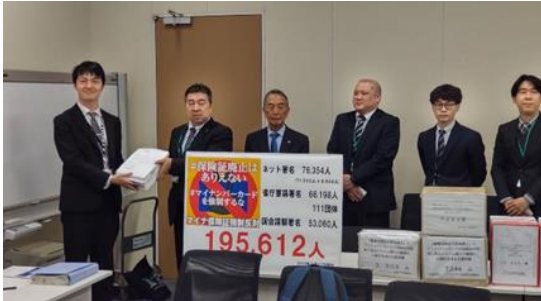
3省庁への要請には、マイナンバー制度反対連絡会から13人が参加し、デジタル庁・総務省・厚生労働省は11人が対応しました。マイナンバー法等の一部改正法案に関する要請を行いました。

参加者から保険証廃止の撤回を求めたことに対して、担当者は「カードと保険証一体化にはメリットがある。資格確認書もある。(デジタル庁)」という無責任な回答でした。

また、アナログ規制撤廃一括法案が人員削減につながるおそれに関しては、「人手不足にデジタル技術を活用し、より効率的にできると考えている。(総務省)」との不十分な回答でした。

次に、自治労連から「保険証がなくなると勘違いし申請した高齢者が大勢いる」「地方自治体ではマイナンバーカード交付担当窓口では土日開庁し、休暇も取れず、会計年度任用職員まで大幅残業し大変な状況だ。実際に、窓口でカード番号を含む名簿の情報漏えい事件も発生した。差し迫ったこの窓口の混乱に対して期限の延長等の具体的対応をしてほしい」と強く求めました。これに対し「非常に窓口が大変になっていることは認

識している。追加で人を雇わなくてはならない部分に支援してきた。DX 基盤となるマイナンバーカードは住民の利便性や窓口事務の向上にもなるので、アナログな事務を超え、発揮すべきである。期限についてはまずは5月までの取得に向けて欲しい（総務省）」との回答に留めました。



原英彦事務局長は最後に、「保険証を廃止しマイナンバーカードに紐づけすることにメリットがあるように言うが、デメリットばかりだ。保険証廃止をやめれば資格確認書のために血税を使うこともない。資格確認書でなく保険証を使えるようにすればいい」と強調しました。

要請の冒頭、マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める署名6万6198人分、団体署名111団体、ネット署名7万6354人分を手交しました。

● **マイナンバー制度反対連絡会が**
3月30日に緊急アピール

政府は、マイナンバーカードの取得をさらに促進するため、4月1日から従来の保険証で医療機関に受診した国民にのみ医療費の窓口負担金を値上げすることを決定しています。

これは、マイナンバーカード取得を強制することを目的とした国民への権利侵害と差別行為であり、絶対許されません。

現在も、マイナンバーカードの取得はあくまで法律上任意であり、憲法が保障した基本的人権の尊重により法的な義務化はできません。それにもかかわらず国民皆保険制度を悪用し、マイナンバーカードの取得を事実上強制しようとする政府のやり方は憲法に違反しており、日本弁護士連合会も政府に意見書を提示し中止をもとめています（2022年9月27日、日弁連会長声明）

マイナポイントに2兆円もの血税を無駄使い、マイナンバーカードに保険証機能を紐づけした、いわゆる「マイナ保険証」は、政府の思惑通りには普及せず、現在もなお半数強の全国約7,200万人の国民は4月1日以降、マイナンバーカード強制目的のためだけに医療費の窓口負担をより多く払わされることとなります。

さらに政府は、通常国会に健康保険法を大改悪する法案を提出して、国民皆保険制度の維持・発展に必要な保険証を廃止して、不便さを国民に押し付ける「資格確認書」に変えようとしています。

私たちは、提案します。それは、これまでどおり保険証を残せば「マイナ保険証」を持たない国民も、医療機関に受診ができ、なおかつ「資格確認証」発行に、これ以上税金の無駄使いをする必要はありません。「マイナ保険証」を国民の約半数が取得した現在も、世界的にも水準の高い日本の国民皆保険制度を維持することは可能です。

政府は主権をもった国民の意見に耳を傾けるべきです。4月1日からの「マイナ保険証」を持たない国民を差別する医療費窓口負担増をただちに中止するとともに、マイナンバーカードを強制する、保険証廃止法案を撤回し、国民皆保険制度を守ることを求めます。

以上

★ **オンライン署名にご協力ください!** ★

「**保険証廃止やめて!マイナンバーカードの強制で差差別・不平等を押し付けないでください**」

[Chng. it/5fRzCqKRcy](https://Chng.it/5fRzCqKRcy)

